

かつらぎ町選挙管理委員会情報セキュリティ基本方針

今日、インターネットをはじめとする情報通信ネットワークや情報システムの利用は生活、経済、社会のあらゆる面で拡大している。一方で、個人情報の漏えい、不正アクセスや新たな攻撃手法による情報資産の破壊・改ざん、操作ミス等によるシステム障害等が後を絶たない。また、自然災害によるシステム障害や疾病を起因とするシステム運用の機能不全にも備える必要がある。

選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する独立した執行機関として、選挙人名簿をはじめとする個人情報や選挙事務に関する重要な情報などを取り扱っている。また、電子自治体の構築が進み、業務が情報システムやネットワークに依存している。したがって、これらの情報資産を様々な脅威から防御することは、選挙の公正・公平な執行を確保するためにも、また、民主主義の根幹を支える選挙事務の安定的・継続的な運営のためにも必要不可欠である。

これらの状況を鑑み、当委員会における情報資産に対する安全対策を推進し、町民からの信頼を確保するため、以下に積極的に取り組むことを宣言する。

- (1) 情報セキュリティ対策に取り組むための委員会としての体制を確立する。
- (2) 情報セキュリティ対策の基準として情報セキュリティ対策基準を策定し、その実行のための手順等を盛り込んだ実施手順を策定する。
- (3) 当委員会の保有する情報資産を適正に管理する。
- (4) 情報セキュリティ対策の重要性を認識させ、当該対策を適正に実施するために、委員及び職員等に対して必要な教育を実施する。
- (5) 情報セキュリティインシデントが発生した場合又はその予兆があった場合に速やかに対応するため、緊急時対応計画を定める。
- (6) 情報セキュリティ対策の実施状況の点検及び確認等を通して、定期的に対策の見直しを実施する。
- (7) 全ての委員及び職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順を遵守する。

令和8年3月30日

かつらぎ町選挙管理委員会

委員長

仲 不 誠 一